

参 考 編

1. 財産評価明細書等
2. 奥行価格補正率表等
3. 奥行価格補正率表等
(学習用)

1. 財産評価明細書等

様式ID NTAOKSB020010050

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

氏 (被相続人又は受贈者)	名
------------------	---

所在地番	E01											地形図及び参考事項	(令和六年分以降用)										
住居表示	E02																						
住所 (所在地)	E03																						
所有者 (法人名)	E04																						
住所 (所在地)	E05											使用 氏 (法人名)	E06										
地目 (当てはまる項目に「1」を記入)		G07	利用区分(当てはまる項目に「1」を記入)		G11	私	G15	ビル街地区	G19	普通住宅地区			地積(㎡)										
G01	宅地	G04	山林	G08	貸家建付地	G12	貸家建付地	G16	高度商業地区	G20	中小工場地区	C01											
G02	田	G05	雑種地	G09	貸家建付地	G13	転貸借地	G17	繁華街地区	G21	大工場地区												
G03	畑	G06	()	G10	借地	G14	()	G18	普通商業・併用住宅地区														
開口距離 (m)	C02			路面	(円)		側方	(円)	側方	(円)	裏面	(円)											
奥行距離 (m)	C03			線	G22		G23		G24		G25												
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地	(正面路線価) (奥行価格補正率)										1㎡当たりの価額 (円)	A										
	2 二路線に面する宅地	(A)	[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]										G26	B									
	3 三路線に面する宅地	(B)	[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]										G27	C									
	4 四路線に面する宅地	(C)	[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]										G28	D									
	5-1 開口が狭小な宅地等	(AからDまでのうち該当するもの)	(開口狭小補正率) (奥行長大補正率)										G29	E									
	5-2 不整形地	(AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※ $\frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}}$										G30	F									
	6 地積規模の大きな宅地	(AからFまでのうち該当するもの)	規模格差補正率※ $\frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}}$										G31	G									
	7 無道路地	(F又はGのうち該当するもの)	(※) $\frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}}$										G32	H									
	8-1 かけ地等を有する宅地	(AからHまでのうち該当するもの)	(かけ地補正率) $\frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}}$										G33	I									
	8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地	(AからHまでのうち該当するもの)	特別警戒区域補正率※ $\frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}}$										G34	J									
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地	(AからJまでのうち該当するもの)	(控除割合(小数点以下3位未満四捨五入))										G35	K										
10 私道	(AからKまでのうち該当するもの)	$\frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}} \times \frac{\text{側方・裏面 路線価}}{\text{側方・二方 路線影響加算率}}$										G36	L										
自評用地地の額	E07	G38	自用地1㎡当たりの価額 (円)		C04	地積 (㎡)		G39	総額(自用地1㎡当たりの価額×地積) (円)		M												

- (注) 1 5-1の「開口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 「かけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合には、8-1の「かけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(R8.7)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

		氏 名 (被相続人又は受贈者)			
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額)		(該当地積)	自用地の評価額 (円)	
	$\text{円} - \left(\text{円} \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 0.7 \right)$			G01	N
都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価額	(自用地の評価額)		(補正率)	自用地の評価額 (円)	
	$\text{円} \times 0.$			G02	O
大規模工場用地等の評価額 (円)	☐ 大規模工場用地等 (正面路線価) (地 積) (地積が20万㎡以上の場合は0.95) $\text{円} \times \text{m}^2 \times$		G03		P
	☐ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地 積) $\left(\frac{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり }}{\text{の造成費}} \right)$ (地 積) $\left(\text{円} \times \text{m}^2 \times 0.6 \right) - \left(\text{円} \times \text{m}^2 \right)$		G04		Q
区分所有財産に係る敷地利 用権の評価額	(自用地の評価額) (敷地利権 (敷地権) の割合) $\text{円} \times$		G16		R
	居住用の区分所有財産の場合	(自用地の評価額) (区分所有補正率) $\text{円} \times$	G17		S
総 額 計 算 に よ る 価 額	利用区分	算 式		総 額 (円) 記号	
	貸 宅 地	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$		G05	T
	貸 家 建 付 地	(自用地の評価額又はV) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0. \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2})$		G06	U
	() 権 の目的となっ てい る 土 地	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$		G07	V
	借 地 権	(自用地の評価額) (借地権割合) $\text{円} \times 0.$		G08	W
	貸家建付借地権	(W, ADのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times (1 - 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2})$		G09	X
	転 貸 借 地 権	(W, ADのうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$		G10	Y
	転 借 権	(W, X, ADのうちの該当記号) (借地権割合) $\text{円} \times 0.$		G11	Z
	借家人の有する利 権	(W, Z, ADのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) $\text{円} \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$		G12	AA
	() 権	(自用地の評価額) (割合) $\text{円} \times 0.$		G13	AB
他 の 権 利 と 競 合 す る 場 合 の 土 地	(T, Vのうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$		G14	AC	
	(W, ABのうちの該当記号) (割合) $\text{円} \times (1 - 0.)$		G15	AD	
備 考					

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、「備考」欄等で計算してください。

相続税の申告書 第11・11の2表の付表1

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

		被相続人		E01	
--	--	------	--	-----	--

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

(注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。

1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	E02		E03		E04	
	E05		E06		E07	

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
小規模宅地等の種類：1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類（1～4の番号を記入します。）	① 特例の適用を受ける取得者の氏名		事業内容		⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積（㎡）	
		② 所在地番				⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{⑤}{③}$ ）の価額（円）	
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積（㎡）				⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（円）（⑥×⑧）	
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額（円）				⑧ 課税価格に算入する価額（円）（④－⑦）	
	601	取得者の氏名		事業内容		⑤	E02
		①	E08	E09		⑥	603
		②	E10			⑦	604
		③	C01			⑧	605
	606	取得者の氏名		事業内容		⑤	C04
		①	E11	E12		⑥	608
		②	E13			⑦	609
		③	C03			⑧	610
	611	取得者の氏名		事業内容		⑤	C06
		①	E14	E15		⑥	613
		②	E16			⑦	614
③		C05			⑧	615	

(注) 1 ①欄の「事業内容」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（小規模宅地等の種類が2、3又は4）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。
3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を作成します。
4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

○ 「限度面積要件」の判定

上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等					
小規模宅地等の種類		1 特定居住用宅地等		2 特定事業用宅地等		3 特定同族会社事業用宅地等		4 貸付事業用宅地等	
⑨ 減額割合		$\frac{80}{100}$		$\frac{80}{100}$		$\frac{80}{100}$		$\frac{50}{100}$	
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計（㎡）		C07		C08		C09		C10	
⑪ 限度面積	イ	小規模宅地等のうちに4 貸付事業用宅地等がない場合		[1の⑩の面積]		[2の⑩及び3の⑩の面積の合計]			
	ロ	小規模宅地等のうちに4 貸付事業用宅地等がある場合		[1の⑩の面積]		[2の⑩及び3の⑩の面積の合計]		[4の⑩の面積]	
		C11	$\text{㎡} \leq 330\text{㎡}$	C12	$\text{㎡} \leq 400\text{㎡}$				
		C13	$\text{㎡} \times \frac{200}{330} +$	C14	$\text{㎡} \times \frac{200}{400} +$	C15	$\text{㎡} \leq 200\text{㎡}$		

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類（「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑪欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

(令和6年1月分以降用) (R8. 7)

- 366 -

相続税の申告書 第11・11の2表の付表1（続）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

				被相続人		E01	
1 特例の適用にあたっての同意							
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。							
私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。							
氏名		E02			E03		
		E05			E06		
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。							
2 小規模宅地等の明細							
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。							
「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等							
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類（1～4の番号を記入します。）	① 特例の適用を受ける取得者の氏名		事業内容		⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積（㎡）	
		② 所在地番				⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{⑤}{③}$ ）の価額（円）	
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積（㎡）				⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（円）（⑥×⑨）	
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額（円）				⑧ 課税価格に算入する価額（円）（④－⑦）	
	601	取得者の氏名		事業内容			
		①	E08	E09		⑤	C02
		②	E10			⑥	G02
		③	C01			⑦	G04
	606	取得者の氏名		事業内容			
		①	E11	E12		⑤	C04
		②	E13			⑥	G08
		③	C03			⑦	G09
	611	取得者の氏名		事業内容			
		①	E14	E15		⑤	C06
		②	E16			⑥	G13
		③	C05			⑦	G14
	616	取得者の氏名		事業内容			
		①	E17	E18		⑤	C08
		②	E19			⑥	G18
		③	C07			⑦	G19
621	取得者の氏名		事業内容				
	①	E20	E21		⑤	C10	
	②	E22			⑥	G23	
	③	C09			⑦	G24	
④		G22			⑧	G25	
(注) 1 ⑤欄の「事業内容」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（小規模宅地等の種類が2、3又は4）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を作成します。 4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。							

（令和6年1月分以降用）（R8.7）

相続税の申告書 第11・11の2表の付表1（別表1）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人										E01	
この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合 （注）1 一の宅地等とは、一棟の建築物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建築物の場合には、区分所有された建築物の部分に係る敷地をいいます。 2 一の宅地等が、配当居住権に基づく敷地利用権又は配当者居住権の目的となっている建築物の敷地の用に供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。											
1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。 ① 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 ② 上記に該当する場合には、⑧欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。											
宅地等の所在地		E02			相続開始の直前における宅地等の利用区分			面積（㎡）		①宅地等の面積（㎡）	C01
評価額（円）											
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）				②	C02			⑧	G01	
B	①のうち特定同居親族の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等				③	C03			⑨	G02	
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）				④	C04			⑩	G03	
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）				⑤	C05			⑪	G04	
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等				⑥	C06			⑫	G05	
F	①のうちAからEまでの宅地等に該当しない宅地等				⑦	C07			⑬	G06	
2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 ① 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した一の宅地等として記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1／1」と記入します。 ② 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあみ分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 ③ 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同居親族の事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ④ 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。											
宅地等の取得者氏名				E03	⑩持分割合			G07			
								G08			
1 持分に応じた宅地等				2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等				3 特例の対象とならない宅地等（1-2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
②×⑧	⑧×⑧			C09	G10			C10	G11		
A	C08	G09									
②×⑧	⑧×⑧			C12	G13			C14	G15		
B	C11	G12		C13	G14						
④×⑩	⑩×⑩			C16	G17			C17	G18		
C	C15	G16									
⑤×⑪	⑪×⑪							C19	G20		
D	C18	G19									
⑥×⑫	⑫×⑫							C22	G23		
E	C20	G21		C21	G22						
⑦×⑬	⑬×⑬							C24	G25		
F	C23	G24									
宅地等の取得者氏名				E04	⑪持分割合			G26			
								G27			
1 持分に応じた宅地等				2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等				3 特例の対象とならない宅地等（1-2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
②×⑩	⑩×⑩			C26	G29			C27	G30		
A	C25	G28									
②×⑩	⑩×⑩			C29	G32			C31	G34		
B	C28	G31		C30	G33						
④×⑫	⑫×⑫			C33	G36			C34	G37		
C	C32	G35									
⑤×⑬	⑬×⑬							C36	G39		
D	C35	G38									
⑥×⑭	⑭×⑭			C38	G41			C39	G42		
E	C37	G40									
⑦×⑮	⑮×⑮							C41	G44		

様式ID

NTA0KSE115010020

相続税の申告書 第11・11の2表の付表1（別表1の2）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人		E01	
この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等 ⁽¹⁾⁽²⁾ が、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。 (注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。			
1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
宅地等の所在地		E02	
①宅地等の面積(㎡)		C01	
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積(㎡)	
評価額(円)		配偶者居住権に基づく敷地利用権	
居住建物の敷地の用に供される土地			
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	② C02	⑧ G01
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③ C03	⑨ G02
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時点において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④ C04	⑩ G03
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤ C05	⑪ G04
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ C06	⑫ G05
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦ C07	⑬ G06
2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額			
i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名		E03	
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	
面積(㎡)		評価額(円)	
A	②× $\frac{⑧}{⑧+⑬}$ C08	⑧ G13	C09
B	③× $\frac{⑨}{⑨+⑭}$ C11	⑨ G16	C12
C	④× $\frac{⑩}{⑩+⑮}$ C15	⑩ G20	C16
D	⑤× $\frac{⑪}{⑪+⑯}$ C18	⑪ G23	C21
E	⑥× $\frac{⑫}{⑫+⑰}$ C20	⑫ G25	C26
F	⑦× $\frac{⑬}{⑬+⑱}$ C23	⑬ G28	C24
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		E04	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	
面積(㎡)		評価額(円)	
A	②× $\frac{⑭}{⑭+⑲}$ × $\frac{⑭}{⑭+⑲}$ C25	⑭× $\frac{⑭}{⑭+⑲}$ G32	C26
B	③× $\frac{⑮}{⑮+⑳}$ × $\frac{⑮}{⑮+⑳}$ C28	⑮× $\frac{⑮}{⑮+⑳}$ G35	C29
C	④× $\frac{⑯}{⑯+㉑}$ × $\frac{⑯}{⑯+㉑}$ C32	⑯× $\frac{⑯}{⑯+㉑}$ G39	C33
D	⑤× $\frac{⑰}{⑰+㉒}$ × $\frac{⑰}{⑰+㉒}$ C35	⑰× $\frac{⑰}{⑰+㉒}$ G42	C38
E	⑥× $\frac{⑱}{⑱+㉓}$ × $\frac{⑱}{⑱+㉓}$ C37	⑱× $\frac{⑱}{⑱+㉓}$ G44	C41
F	⑦× $\frac{⑲}{⑲+㉔}$ × $\frac{⑲}{⑲+㉔}$ C40	⑲× $\frac{⑲}{⑲+㉔}$ G47	C44
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		E05	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	
面積(㎡)		評価額(円)	
A	②× $\frac{⑳}{⑳+㉕}$ × $\frac{⑳}{⑳+㉕}$ C42	⑳× $\frac{⑳}{⑳+㉕}$ G51	C43
B	③× $\frac{㉑}{㉑+㉖}$ × $\frac{㉑}{㉑+㉖}$ C45	㉑× $\frac{㉑}{㉑+㉖}$ G54	C46
C	④× $\frac{㉒}{㉒+㉗}$ × $\frac{㉒}{㉒+㉗}$ C49	㉒× $\frac{㉒}{㉒+㉗}$ G58	C50
D	⑤× $\frac{㉓}{㉓+㉘}$ × $\frac{㉓}{㉓+㉘}$ C52	㉓× $\frac{㉓}{㉓+㉘}$ G61	C55
E	⑥× $\frac{㉔}{㉔+㉙}$ × $\frac{㉔}{㉔+㉙}$ C54	㉔× $\frac{㉔}{㉔+㉙}$ G63	C56
F	⑦× $\frac{㉕}{㉕+㉚}$ × $\frac{㉕}{㉕+㉚}$ C57	㉕× $\frac{㉕}{㉕+㉚}$ G66	C58

(令和6年1月分以降用) (R8.7)

相続税の申告書 第11・11の2表の付表1（別表2）

特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細

										被相続人					
○ この表は、特定事業用宅地等として小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうちに特定宅地等（相続開始前3年以内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものをいいます。以下同じです。）^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上のものであることを判定するために使用します。 ○ 特定宅地等が複数ある場合には、特定宅地等ごとに作成します。 (注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。 2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。 3 平成31年3月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。															
1 相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等の明細															
(注) 「② ①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応ずる面積を記入してください。															
① 特定宅地等を含む一の宅地等の所在地		② ①の宅地等の面積(㎡)													
③ 事業主宰者の氏名		④ ③の特定宅地等に係る事業内容													
(いずれかに○)		(被相続人		・		生計一親族									
相続開始の直前における宅地等の利用区分										面積(㎡)		相続開始時の価額(円)			
⑤ ②のうち④の事業の用に供されていた宅地等															
⑥ ⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）															
事業の用に供された日										年		月		日	
										A					
2 1④の事業の用に供されていた減価償却資産の明細等															
(注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。 (1) 1⑥の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物 (2) 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産で1⑥の宅地等の上で行われる1④の事業に係る業務の用に供されていたもの（(1)を除きます。） 2 「① 相続開始時における価額」欄は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1③の事業主宰者が有していた持分に応ずる価額を記入してください。 3 「② 事業専用割合」欄は、減価償却資産のうちに1④の事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、1④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「1/1」と記入してください。）。															
種 類	細 目	利用区分等	所在場所等	面積(㎡)、数値	単価(円)	① 相続開始時における価額(円)	② 事業専用割合	③ (①×②)(円)							
				固定資産税評価額(円)	倍数(倍)										
							—								
							—								
							—								
							—								
							—								
							—								
							—								
							—								
							—								
								計	B						
3 1④の事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上の事業であることの判定															
(B 円 ÷ A 円) × 100 = %															
←15%未満になった場合には、1⑥については特例適用不可 (平成31年4月分以降用) (R8.7)															

氏名 (被相続人又は受贈者)	
-------------------	--

様式ID	NTA0VNX001010010
------	------------------

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番			
現況地目		① 地積	m ²
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容	③ (評価額)	円
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容	⑤ (評価額)	円

(平成十八年分以降用)

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 m ² 当たりの整地費)	⑥ 円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費)	⑦ 円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 m ² 当たりの地盤改良費)	⑧ 円
		土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土盛費)	⑨ 円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土止費)	⑩ 円
		合計額の計算	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪ 円
		1 m ² 当たりの計算	⑪ ÷ ①	⑫ 円
	傾斜地	傾斜地に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬ 円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費)	⑭ 円
		1 m ² 当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮ 円

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	---	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。
- 3 「傾斜地の宅地造成費」に加算する伐採・抜根費は、「平坦地の宅地造成費」の「伐採・抜根費」の金額を基に算出してください。

(R8.7)

上 場 株 式 の 評 価 明 細 書

氏 (被相続人又は受贈者)	名
------------------	---

銘 柄		課 税 時 期 の 最 終 価 格						最 終 価 格 の 月 平 均 額			評 価 額		増資による権利 落等の修正計算 その他の参考事項
		元号	年	月	日	① 価額		課 税 時 期 の 属 す る 月	課税時期の属す る 月 の 前 月	課 税 時 期 の 属 する 月 の 前々月	①から④までのうち 最も低い金額 又は①の金額		
								月	月	月			
銘柄コード	取引所 コード						(円) ② 価額 (円)	(円) ③ 価額 (円)	(円) ④ 価額 (円)		(円)		
E01		N01				G01				G02		E04	
E02	E03												
E05		N02				G03				G04		E08	
E06	E07												
E09		N03				G05				G06		E12	
E10	E11												
E13		N04				G07				G08		E16	
E14	E15												
E17		N05				G09				G10		E20	
E18	E19												
E21		N06				G11				G12		E24	
E22	E23												
E25		N07				G13				G14		E28	
E26	E27												
記載方法等													
1 「取引所コード」欄には、課税時期の最終価格等について採用した金融商品取引所に応じて、それぞれ次のコードを記載します。 東京証券取引所…「1」、名古屋証券取引所…「3」、福岡証券取引所…「6」、札幌証券取引所…「8」 2 「課税時期の最終価格」の「元号」「年」「月」「日」欄には、課税時期を記載します。ただし、課税時期に取引がない場合等には、 課税時期の最終価格として採用した最終価格についての取引月日を記載します。 3 「最終価格の月平均額」の「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、それぞれの月の最終価格の月平均額を記載します。ただし、最終価格 の月平均額について増資による権利落等の修正計算を必要とする場合には、修正計算後の最終価格の月平均額を記載するとともに、修 正計算前の最終価格の月平均額をかつき書きます。 4 「評価額」欄には、「①」欄から「④」欄までのうち最も低い金額を記載します。ただし、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引に より取得した場合には、「①」欄の金額を記載します。 5 各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てます。													

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

氏名

(被相続人又は受贈者)

会社名

E01

本店所在地

H04

代表者氏名

H07

業種目

業番

業目

業番

取引金額の構成比

(%)

課税時期

N01

元号

年

月

日

直前期

自

N02

至

N03

取扱い品目及び製造、卸売、小売等の区分

E02

G01

C01

取扱い品目及び製造、卸売、小売等の区分

E03

G02

C02

取扱い品目及び製造、卸売、小売等の区分

E04

G03

C03

1.株主及び評価方式の判定

※「判定基準」及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。

判定	氏名又は名称	役職コード	会社における役職名	①株式数(株)	②未分割の株式の株式数(株)
続柄コード	続柄	株式種類コード	株式の種類	③議決権数(個)	④議決権割合(③/⑥)(%)
E05		G04	E06	G06	G07
	納税義務者	G05	E07	G08	G09
E08		G11	E10	G13	G14
G10	E09	G12	E11	G15	G16
E12		G18	E14	G20	G21
G17	E13	G19	E15	G22	G23
E16		G25	E18	G27	G28
G24	E17	G26	E19	G29	G30
E20		G32	E22	G34	G35
G31	E21	G33	E23	G36	G37
	自己株式の株式数			G38	
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			①議決権数	②議決権割合(①/⑥)
	筆頭株主グループの議決権の合計数			③議決権数	④議決権割合(③/⑥)
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数			⑤発行済株式数	
				⑥議決権の総数	議決権割合
					100

納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(②の割合)を基として、区分します。

区分	筆頭株主グループの議決権割合(④の割合)	株主の区分				
50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合				
G44	50%超	G46	30%以上	G48	15%以上	同族株主等
G45	50%未満	G47	30%未満	G49	15%未満	同族株主等以外の株主

同族株主等(原則的評価方式等)

G50

同族株主等以外の株主(配当還元方式)

G51

「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(④の割合)が5%未満の者の評価方式は、第1表の2「2.少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。

(令和八年四月一日以降用)

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会 社 名	
-------	--

判定要素（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）	1. 株主及び評価方式の判定（続）									
	氏 名 又 は 名 称		役 職	会 社 に お け る 役 職 名		① 株 式 数 (株)		② 未分割の株式の株式数 (株)		
	続 柄	続 柄	株 式 種 類	株 式 の 種 類	議 決 権 数 (個)	議 決 権 合 計 (③/⑥) (%)				
	E01		G02	E03	G04	G05				
	G01	E02	G03	E04	G06	G07				
	E05		G09	E07	G11	G12				
	G08	E06	G10	E08	G13	G14				
	E09		G16	E11	G18	G19				
	G15	E10	G17	E12	G20	G21				
	E13		G23	E15	G25	G26				
	G22	E14	G24	E16	G27	G28				
	E17		G30	E19	G32	G33				
	G29	E18	G31	E20	G34	G35				
	E21		G37	E23	G39	G40				
	G36	E22	G38	E24	G41	G42				
	E25		G44	E27	G46	G47				
	G43	E26	G45	E28	G48	G49				
	E29		G51	E31	G53	G54				
	G50	E30	G52	E32	G55	G56				
	E33		G58	E35	G60	G61				
	G57	E34	G59	E36	G62	G63				
	E37		G65	E39	G67	G68				
	G64	E38	G66	E40	G69	G70				
	E41		G72	E43	G74	G75				
	G71	E42	G73	E44	G76	G77				
	E45		G79	E47	G81	G82				
	G78	E46	G80	E48	G83	G84				
	E49		G86	E51	G88	G89				
	G85	E50	G87	E52	G90	G91				

（令和八年四月一日以降用）

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会 社 名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）	2. 少数株式所有者の評価方式の判定															（令和八年四月一日以降用）
	※ 「判定要素」欄の㊸から㊻及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。															
	氏 名		E01													
	㊸ 役員		G01		である（原則的評価方式等）				G02		でない（次の㊹へ）					
	㊹ 納税義務者が中心的な同族株主		G03		である（原則的評価方式等）				G04		でない（次の㊺へ）					
	㊺ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）		G05		がいない（原則的評価方式等）				G06		がいる（配当還元方式）					
	中心的な同族株主（又は株主）がいる場合は、その同族株主（又は株主）の氏名															
	判 定		G07		原則的評価方式等				G08		配当還元方式					
	3. 会社の規模（Lの割合）の判定															
	※ 「判定基準」及び「判定」欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。															
判定要素	項 目		金 額（千 円）		項 目		人 数									
	直前期末の総資産価額（帳簿価額）		G09		㊻ 継続勤務従業員数		G10		人							
	直前期末以前1年間の取引金額		G12		㊼ 継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数		G11		時間							
					㊽ (㊼/1,800時間)		C01		人							
					㊾ 直前期末以前1年間における従業員数 (㊽+㊽)		C02		人							
	㊿ 直前期末以前1年間における従業員数に應ずる区分		G13		㊿の人数が70人以上の会社は、大会社 (㊿及び㊿は不要)											
			G14		㊿の人数が70人未満の会社は、㊿及び㊿により判定											
	㊿ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に應ずる区分				㊿ 直前期末以前1年間の取引金額に應ずる区分				会社規模とLの割合(中会社)の区分							
	総資産価額（帳簿価額）				取 引 金 額											
	卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外		従業員数		卸売業		小売・サービス業		卸売業、小売・サービス業以外			
G15	20億円以上	G20	15億円以上	G25	15億円以上	G30	35人超	G35	30億円以上	G40	20億円以上	G45	15億円以上	大会社		
G16	4億円以上 20億円未満	G21	5億円以上 15億円未満	G26	5億円以上 15億円未満	G31	35人超	G36	7億円以上 30億円未満	G41	5億円以上 20億円未満	G46	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社	
G17	2億円以上 4億円未満	G22	2億5千万円以上 5億円未満	G27	2億5千万円以上 5億円未満	G32	20人超 35人以下	G37	3億5千万円以上 7億円未満	G42	2億5千万円以上 5億円未満	G47	2億円以上 4億円未満	0.75		
G18	7千万円以上 2億円未満	G23	4千万円以上 2億5千万円未満	G28	5千万円以上 2億5千万円未満	G33	5人超 20人以下	G38	2億円以上 3億5千万円未満	G43	6千万円以上 2億5千万円未満	G48	8千万円以上 2億円未満	0.60		
G19	7千万円未満	G24	4千万円未満	G29	5千万円未満	G34	5人以下	G39	2億円未満	G44	6千万円未満	G49	8千万円未満	小会社		
* 「会社規模とLの割合（中会社）の区分」欄は、㊿欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㊿欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。																
判定	中 会 社				L の 割 合				小 会 社							
	G50				G51		G52		G53							
			0.90		0.75		0.60									
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項																
E02																

第 2 表 特 定 の 評 価 会 社 の 判 定 の 明 細 書

会 社 名	
-------	--

※ 1～6の「判定」欄並びに7の判定結果欄については、当てはまる項目の空欄に「1」を記入してください。

1. 比率要素数1の会社	判 定 要 素										判 定 基 準	(1) 欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、 (2) 欄のいずれか2以上の判定要素が0						
	(1) 直前期末を基とした判定要素					(2) 直前々期末を基とした判定要素						である		でない				
	第4表の1 (B ₁)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (C ₁)の金額 (円)	第4表の1 (D ₁)の金額 (円)	第4表の1 (B ₂)の金額 (円) (銭)	第4表の1 (C ₂)の金額 (円)	第4表の1 (D ₂)の金額 (円)												
		0				0												
2. 株式等保有特定会社	判 定 要 素										判 定 基 準	③の割合が						
	① 総 資 産 価 額 (第5表の①の金額) (千円)			② 株式等の価額の合計額 (第5表の④の金額) (千円)			③ 株式等保有割合 (② / ①) (%)					50%以上である		50%未満である				
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素										判 定 基 準	③の割合が						
	④ 総 資 産 価 額 (第5表の①の金額) (千円)			⑤ 土地等の価額の合計額 (第5表の②の金額) (千円)			⑥ 土 地 保 有 割 合 (⑤ / ④) (%)					50%以上である		50%未満である				
	会社の規模の判定																	
	大会社			中会社			小会社											
	小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)																	
	・卸売業 20億円以上			・卸売業 7千万円以上20億円未満														
・小売・サービス業 15億円以上			・小売・サービス業 4千万円以上15億円未満															
・上記以外の業種 15億円以上			・上記以外の業種 5千万円以上15億円未満															
⑥の割合			70%以上		70%未満		90%以上		90%未満		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満	
判 定			G08	該 当	G09	非 該 当	G10	該 当	G11	非 該 当	G12	該 当	G13	非 該 当	G14	該 当	G15	非 該 当
4. 開業後3年未満の会社等	判 定 要 素										判 定 基 準	課税時期において開業後3年未満						
	元 号					年 月 日						である		でない				
	開業年月日																	
	N01																	
(2)比率要素数0の会社	直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素										判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0						
	第4表の1 (B ₁)の金額 (円) (銭)			第4表の1 (C ₁)の金額 (円)			第4表の1 (D ₁)の金額 (円)					である		でない				
5. 開業前又は休業中の会社	開 業 前 の 会 社 の 判 定					休 業 中 の 会 社 の 判 定					6. 清算中の会社	判 定						
	G20	該 当	G21	非 該 当	G22	該 当	G23	非 該 当	G24	該 当		G25	非 該 当					
7. 特定の評価会社の判定結果	G26	1. 比率要素数1の会社				G27	2. 株式等保有特定会社				上記の「1. 比率要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。							
	G28	3. 土地保有特定会社				G29	4. 開業後3年未満の会社等											
	G30	5. 開業前又は休業中の会社				G31	6. 清算中の会社											

(令和八年四月一日以降用)

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

		会 社 名											
1. 原則的評価方式による価額の修正	1株当たりの価額の計算の基となる金額	① 類似業種比準価額 (第4表の2の㉔、㉕又は㉖の金額) (円)		② 1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額) (円)		③ 1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額) (円)							
	1株当たりの株式の価額	1株当たりの価額の算定方法					1株当たりの価額 (円)						
		次のうちいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額					④ C01						
		(①と②のうちいずれか低い方の金額 × Lの割合 0.) + (②の金額 (③の金額があるときは③の金額) × (1 - Lの割合 0.))					⑤ C02						
	1株当たりの株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.50) + (イの金額 × 0.50)					⑥ C03						
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合		⑦ 1株当たりの配当金額		J01		円		⑧ 修正後の株式の価額 (④、⑤又は⑥) - ⑦) (円)			
課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合		⑨ 割当株式1株当たりの払込金額		G01			円	⑫ 修正後の株式の価額 ④、⑤又は⑥ 〔 ⑧があるときは⑧) + ⑨ × ⑩ 〕 1株 + ⑪ (円)					
		⑩ 1株当たりの割当株式数		C04			株						
		⑪ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数		C05			株						
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等												
	⑬ 直前期末の資本金等の額 (千円)		⑭ 直前期末の発行済株式数 (株)		⑮ 直前期末の自己株式数 (株)		⑯ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑬ ÷ 50円) (株)		⑰ 1株当たりの資本金等の額 (⑬ ÷ (⑭ - ⑮)) (円)				
	G02		G03		G04				C06				
	直前期末以前2年間の配当金額 (千円)												
	事業年度		⑱ 年配当金額		⑲ 左のうち非経常的な配当金額		⑳ 差引経常的な年配当金額 (⑲ - ⑲)		㉑ 年平均配当金額 (⑰ + ⑱) ÷ 2				
	直前期		G05		G07		㉒ G09			G11			
	直前々期		G06		G08		㉓ G10						
	㉔ 1株 (50円) 当たりの年配当金額 (⑱ ÷ ⑲)		J02			円		銭	〔 この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。 〕				
	㉕ 配当還元価額 (⑱ ÷ ⑲) × (⑰ ÷ 50円))		C07			円	㉖ 配当還元方式による価額 〔 ㉗の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。 〕		C08		円		
	3. 株式に関する権利の共通	配当期待権		㉘ 1株当たりの予想配当金額		㉙ 源泉徴収されるべき所得税相当額		㉚ 配当期待権の価額 (㉘ - ㉙)					
		J03		円		銭	J04		円	銭			
株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)		㉛ ⑬の金額 (配当還元方式の場合は⑭の金額)		㉜ 割当株式1株当たりの払込金額		㉝ 株式の割当てを受ける権利の価額 (㉘ - ㉜)							
		G12		円	G13		円	C09		円			
株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)		㉞ ⑫の金額 (配当還元方式の場合は㉞の金額) (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉟ 株主となる権利の価額		C10			円				
株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)		㊱ ⑫の金額 (配当還元方式の場合は㊱の金額)		㊲ 株式無償交付期待権の価額		C11			円				
4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び 2. に共通)	⑳ 株式の評価額		C12			円	㊳ 株式に関する権利の評価額		J06		円		
											銭		

(令和八年四月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

第 4 表 の 1 類 似 業 種 比 準 価 額 等 の 計 算 明 細 書

会 社 名

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

① 直前期末の
資本金等の額
(千円)

G01

② 直前期末の
発行済株式数
(株)

G02

③ 直前期末の
自己株式数
(株)

G03

④ 1株当たりの
資本金等の額
(①÷(②-③))
(円)

⑤ 1株当たりの資本金等の
額を50円とした場合の発
行済株式数 (①÷50円)
(株)

2. 比率要素等

1株(50円)当たりの年配当金額

直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額(千円)

事業年度

⑥ 年配当金額

⑦ 左のうち非経常
的な配当金額

⑧ 差引経常的な年配当
金額 (⑥-⑦)

年平均配当金額

直前期

G04

G07

①

⑨

(⑦+⑧)÷2

直前々期

G05

G08

②

(⑧+⑨)÷2

直前々期の前期

G06

G09

③

⑩

1株(50円)当たりの年利益金額

直前期末以前2(3)年間の利益金額(千円)

事業年度

⑪ 法人税の
課税所得金額

⑫ 非経常的な
利益金額

⑬ 受取配当等の
益金不算入額

⑭ 左の所得税額

⑮ 損金算入した
繰越欠損金の
控除額

⑯ 差引利益金額
(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)

直前期

G10

G13

G16

G19

G22

①

直前々期

G11

G14

G17

G20

G23

②

直前々期の前期

G12

G15

G18

G21

G24

③

1株(50円)当たりの純資産価額

直前期末(直前々期末)の純資産価額(千円)

事業年度

⑰ 資本金等の額

⑱ 利益積立金額

⑲ 純資産価額 (⑰+⑱)

直前期

G25

G27

④

直前々期

G26

G28

⑤

額

比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額

1株(50円)当たりの年配当金額の計算

⑨

①

円

0

銭

②又は(②+③)÷2

④

円

1株(50円)当たりの年利益金額の計算

⑩

②

円

0

銭

③又は(③+④)÷2

⑤

円

1株(50円)当たりの純資産価額の計算

④

④

円

⑤

円

算

1株(50円)当たりの年配当金額
(①の金額)

1株(50円)当たりの年利益金額
[(②又は(②+③)÷2)の金額]

1株(50円)当たりの純資産価額
(④の金額)

①

J01

円

銭

②

G29

円

④

G30

円

- 378 -

第4表の2 類似業種比準価額等の計算明細書（続）

		会社名												
3 株 （ 50 円 ） 類 似 業 種 の 比 準 価 額 の 計 算 の 修 正	（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）	類似業種		業種目番号						G01				
		類似業種の株価												
		課税時期の属する月	課税時期の属する月	課税時期の属する月	前年平均株価	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	A ①、②、③、④及び⑤のうち最も低いもの							
		①	月	②	月	③	月	④	円	⑤	円	⑥	G02	
		⑦	円	⑧	円	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	G02	
		区分	1株（50円）当たりの年配当金額		1株（50円）当たりの年利益金額		1株（50円）当たりの純資産価額		1株（50円）当たりの比準価額					
		評価会社 類似業種 要素別比準割合	⑬	J01	円	0	銭	⑭	G03	円	⑮	G05	円	※ ⑯ × ⑰ × 0.7
		評価会社 類似業種 要素別比準割合	B	J02	円	0	銭	C	G04	円	D	G06	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
		要素別比準割合	⑰	B	⑱		C	C	⑲		D	D		
		計算比率	⑰ + ⑱ + ⑲ =		⑳	C01			㉑	J03	円	0	銭	
比 準 価 額 の 計 算 の 修 正		類似業種		業種目番号						G07				
		類似業種の株価												
		課税時期の属する月	課税時期の属する月	課税時期の属する月	前年平均株価	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	A ①、②、③、④及び⑤のうち最も低いもの							
		①	月	②	月	③	月	④	円	⑤	円	⑥	G08	
		⑦	円	⑧	円	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	G08	
		区分	1株（50円）当たりの年配当金額		1株（50円）当たりの年利益金額		1株（50円）当たりの純資産価額		1株（50円）当たりの比準価額					
		評価会社 類似業種 要素別比準割合	⑬	J04	円	0	銭	⑭	G09	円	⑮	G11	円	※ ⑯ × ⑰ × 0.7
		評価会社 類似業種 要素別比準割合	B	J05	円	0	銭	C	G10	円	D	G12	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
		要素別比準割合	⑰	B	⑱		C	C	⑲		D	D		
		計算比率	⑰ + ⑱ + ⑲ =		⑳	C02			㉑	J06	円	0	銭	
計 算 の 修 正		1株当たりの比準価額		比準価額 〔㉒と㉓とのいずれか低い方の金額〕 × 第4表の1の④の金額 50円						比準価額 (円)				
										㉔ C03				
		直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	1株当たりの配当金額		㉕	J07	円	銭	修正比準価額 (㉖ - ㉕) (円)					
		直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	割当株式1株当たりの払込金額		㉖	J08	円	銭	修正比準価額 〔㉖(㉗)があるときは㉖(㉗) + ㉕ × ㉘〕 1株 + ㉙ (円)					
				1株当たりの割当株式数又は交付株式数		㉗	C05	株						
				㉘	C06	株	㉙	C07	株					

第5表 1株当たりの純資産価額（相統税評価額）の計算明細書

会 社 名

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）													
資 産 の 部					負 債 の 部								
科 目	相 統 税 評 価 額 (千円)		帳 簿 価 額 (千円)		備 考	科 目	相 統 税 評 価 額 (千円)		帳 簿 価 額 (千円)		備 考		
E01	G01		G02		E02	E31	G31		G32		E32		
E03	G03		G04		E04	E33	G33		G34		E34		
E05	G05		G06		E06	E35	G35		G36		E36		
E07	G07		G08		E08	E37	G37		G38		E38		
E09	G09		G10		E10	E39	G39		G40		E40		
E11	G11		G12		E12	E41	G41		G42		E42		
E13	G13		G14		E14	E43	G43		G44		E44		
E15	G15		G16		E16	E45	G45		G46		E46		
E17	G17		G18		E18	E47	G47		G48		E48		
E19	G19		G20		E20	E49	G49		G50		E50		
E21	G21		G22		E22	E51	G51		G52		E52		
E23	G23		G24		E24	E53	G53		G54		E54		
E25	G25		G26		E26	E55	G55		G56		E56		
E27	G27		G28		E28	E57	G57		G58		E58		
E29	G29		G30		E30	E59	G59		G60		E60		
合 計	①		②		E61	合 計	③		④		E62		
株式等の価額の合計額	⑦		⑧		E63								
土地等の価額の合計額	⑨				E64								
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑩		⑪		E65								
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算						3. 1株当たりの純資産価額の計算							
⑤ 相統税評価額による純資産価額 (①-③)					G70	千円	⑨ 課税時期現在の純資産価額 (相統税評価額) (⑤-⑧)					G74	千円
⑥ 帳簿価額による純資産価額 ((②+(③-⑧)-④)、マイナスの場合は0)					G71	千円	⑩ 課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1⑤)-自己株式数					G75	株
⑦ 評価差額に相当する金額 (⑤-⑥、マイナスの場合は0)					G72	千円	⑪ 課税時期現在の1株当たりの 純資産価額(相統税評価額) (⑨÷⑩)					G76	円
⑧ 評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×38%)					G73	千円	⑫ 同族株主等の議決権割合(第1表の1 の②の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)					G77	円

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和八年四月一日以降用)

第5表 1株当たりの純資産価額（相統税評価額）の計算明細書（続）

会 社 名	
-------	--

取引相場のない株式（出資）の評価明細書（	1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）（続）												（令和八年四月一日以降用）
	資 産 の 部					負 債 の 部							
	科 目		相 続 税 評 価 額 (千円)		帳 簿 価 額 (千円)	備 考	科 目		相 続 税 評 価 額 (千円)		帳 簿 価 額 (千円)	備 考	
E01		G01		G02	E02	E47		G47		G48	E48		
E03		G03		G04	E04	E49		G49		G50	E50		
E05		G05		G06	E06	E51		G51		G52	E52		
E07		G07		G08	E08	E53		G53		G54	E54		
E09		G09		G10	E10	E55		G55		G56	E56		
E11		G11		G12	E12	E57		G57		G58	E58		
E13		G13		G14	E14	E59		G59		G60	E60		
E15		G15		G16	E16	E61		G61		G62	E62		
E17		G17		G18	E18	E63		G63		G64	E64		
E19		G19		G20	E20	E65		G65		G66	E66		
E21		G21		G22	E22	E67		G67		G68	E68		
E23		G23		G24	E24	E69		G69		G70	E70		
E25		G25		G26	E26	E71		G71		G72	E72		
E27		G27		G28	E28	E73		G73		G74	E74		
E29		G29		G30	E30	E75		G75		G76	E76		
E31		G31		G32	E32	E77		G77		G78	E78		
E33		G33		G34	E34	E79		G79		G80	E80		
E35		G35		G36	E36	E81		G81		G82	E82		
E37		G37		G38	E38	E83		G83		G84	E84		
E39		G39		G40	E40	E85		G85		G86	E86		
E41		G41		G42	E42	E87		G87		G88	E88		
E43		G43		G44	E44	E89		G89		G90	E90		
E45		G45		G46	E46	E91		G91		G92	E92		

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

		会 社 名											
1. 純資産価額方式等による修正価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	① 類似業種比準価額 (第4表の2の㉔、㉕又は㉖の金額) (円)		② 1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額) (円)		③ 1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額) (円)							
	1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等							1株当たりの価額 (円)			
		比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)							④	C01		
		株式等保有特定会社の株式	(第7表の3の㉗の金額)							⑤	C02		
		土地保有特定会社の株式	(②の金額 (③の金額があるときは③の金額))							⑥	C03		
		開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額 (③の金額があるときは③の金額))							⑦	C04		
		開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)							⑧	C05		
	株式の修正価額	課税時期において配当期待権の発生している場合	⑨ 1株当たりの配当金額	J01					銭	⑩ 修正後の株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧) - ⑨ (円)			
		課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	⑪ 割当株式1株当たりの払込金額	G01					円	⑭ 修正後の株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧ (⑩があるときは⑩) + ⑪ × ⑫)			
⑫ 1株当たりの割当株式数			C06					株	1株 + ⑬ (円)				
	⑬ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数	C07						株					
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等												
	⑮ 直前期末の資本金等の額 (千円)	G02		⑯ 直前期末の発行済株式数 (株)	G03		⑰ 直前期末の自己株式数 (株)	G04		⑱ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑮ ÷ 50円) (株)		⑲ 1株当たりの資本金等の額 (⑮ ÷ (⑯ - ⑰)) (円)	
	直前期末以前2年間の配当金額 (千円)												
	事業年度	⑳ 年配当金額		㉑ 左のうち非経常的な配当金額		㉒ 差引経常的な年配当金額 (㉑ - ㉒)		㉓ 年平均配当金額 ((㉑ + ㉒) ÷ 2)					
	直前期	G05		G07		㉔ G09		G11					
	直前々期	G06		G08		㉕ G10							
	㉖ 1株 (50円) 当たりの年配当金額 (㉑ ÷ ⑮)		J02		円		銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。					
	㉗ 配当還元価額 ((㉑ ÷ 10%) × (⑮ ÷ 50円))		C09		円	㉘ 配当還元方式による価額 (㉑の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。)			C10		円		
	3. 株式(1)に及び2.権利に共通	配当期待権	㉙ 1株当たりの予想配当金額	J03		円		銭	J04		円		銭
		株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉚ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉚の金額)	G12		円	G13		円	C11		円	
㉛ 割当株式1株当たりの払込金額													
株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)		㉜ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉜の金額) (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)						㉝ 株主となる権利の価額	C12		円		
株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)		㉞ ⑭の金額 (配当還元方式の場合は㉞の金額)						㉟ 株式無償交付期待権の価額	C13		円		
4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)		㊱ 株式の評価額	C14		円	㊲ 株式に関する権利の評価額	J06		円		銭		

(令和八年四月一日以降用)

第7表の1 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会 社 名	
-------	--

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	受 取 配 当 金 等 収 受 割 合 の 計 算 (千 円)												(令和八年四月一日以降用)
	事 業 年 度	① 直 前 期		② 直 前 々 期		合 計 (① + ②)		受 取 配 当 金 等 収 受 割 合 (⑦ ÷ (⑦ + ⑧)) ※少数点以下3位未満切り捨て					
	受取配当金等の額	G01		G03		⑦		⑧ C01					
	営業利益の金額	G02		G04		⑧							
	③ ① 株 (50円) 当たりの 年配当金額 (第4表の1のB)												
	④ ③ の 金 額 (③ × ④)												
	⑤ ③ - ④ の 金 額 (③ - ④)												
	⑥ ① 株 (50円) 当たりの 年利益金額 (第4表の1のC)												
	⑦ ⑥ の 金 額 (⑥ × ⑦)												
	⑧ ⑥ - ⑦ の 金 額 (⑥ - ⑦)												
	⑨ ① 株 (50円) 当たりの純資 産価額 (第4表の1のD)												
	⑩ 直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額												
	⑪ 直前期末の総資産価額 (帳 簿 価 額)												
	⑫ (イ) の金額 (⑨ × (⑩ ÷ ⑪))												
	⑬ 利益積立金額 (第4表の1の⑬の「直前期」欄の金額)												
⑭ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合 の発行済株式数 (第4表の1の⑮の株式数)													
⑮ (ロ) の金額 ((⑬ ÷ ⑭) × ⑮)													
⑯ ① 株 (50円) 当たりの純資 産価額 (第4表の1のD)													
⑰ ① - ① の金額 (① - ①)													
(注) 1 ③の割合は、1を上限とします。 2 ⑮の金額は、⑨の金額 (⑨の金額) を上限とします。													

様式ID

NTA0VNA240020010

第7表の2 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）	1・S1	株	類似業種											業種目番号	G01		
			類似業種の株価														
			課税時期の属する月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価		課税時期の属する月以前2年間の平均株価		A ③、④、⑤、⑥及び⑦のうち最も低いもの							
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭			
			比	区	1株（50円）当たりの年配当金額		1株（50円）当たりの年利益金額		1株（50円）当たりの純資産価額		1株（50円）当たりの比準価額						
			評	価	第7表の1の⑥	J01	円	0	銭	第7表の1の⑥	G03	円	第7表の1の⑥	G05	円	※ ⑬ × ⑭ × 0.7	
			類	似	B	J02	円	0	銭	C	G04	円	D	G06	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
			要	素	⑤				⑧			⑪					
			比	準	B				C			D					
計	算	比	準	⑤ + ⑧ + ⑪ = ⑬ C01				⑭ J03 円 0 銭									
（続）	比	準	類似業種											業種目番号	G07		
			類似業種の株価														
			課税時期の属する月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	前年平均株価		課税時期の属する月以前2年間の平均株価		A ①、②、③、④、⑤及び⑥のうち最も低いもの							
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪				
			比	区	1株（50円）当たりの年配当金額		1株（50円）当たりの年利益金額		1株（50円）当たりの純資産価額		1株（50円）当たりの比準価額						
			評	価	第7表の1の⑥	J04	円	0	銭	第7表の1の⑥	G09	円	第7表の1の⑥	G11	円	※ ⑫ × ⑬ × 0.7	
			類	似	B	J05	円	0	銭	C	G10	円	D	G12	円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
			要	素	⑤				⑧			⑪					
			比	準	B				C			D					
計	算	比	準	⑤ + ⑧ + ⑪ = ⑬ C02				⑭ J06 円 0 銭									
修正	比	準	1株当たりの比準価額		比準価額 ⑭と⑮のいずれか低い方の金額				× 第4表の1の④の金額 50円		比準価額 (円)						
											⑮ C03						
			直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	1株当たりの配当金額	⑮	J07	円		銭		修正比準価額 ⑮ - ⑮		(円)				
			直前期末の翌日から課税時期までの間に株式交付の効力が発生した場合	割当株式1株当たりの払込金額	⑮	J08	円		銭		修正比準価額 ⑮ (あるときは⑮) + ⑮ × ⑮		(円)				
			1株当たりの割当株式数	⑮	C05			株		1株 + ⑮		(円)					
1株当たりの割当株式数又は交付株式数	⑮	C06			株		⑮ C07										

(令和八年四月一日以降用)

第7表の3 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会 社 名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

純 資 産 価 額 の 修 正 計 算 評 価 額 の S ₁ の 金 額 （ 株 当 た り の 上 記 の 以 外 の 金 額 の 計 算 ）	① 相統税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額) (千円)	② 課税時期現在の株式等の価額の 合計額 (第5表の⑦の金額) (千円)	③ 差引 (①-②) (千円)
	④ 帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額) (千円)	⑤ 株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑥+ (③-⑤) の金額) (注) (千円)	⑥ 差引 (④-⑤) (千円)
	⑦ 評価差額に相当する金額 (③-⑥) (千円)	⑧ 評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×38%) (千円)	⑨ 課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧) (千円)
	⑩ 課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数) (株)	⑪ 課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額 (相統税評価額) (⑨÷⑩) (円)	(注) 第5表の③及び⑤の金額に株式等以 外の資産に係る金額が含まれている 場合には、その金額を除いて計算し ます。
		C01	
	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額	⑫ 修正後の類似業種比準価額 (第7表の2の⑫、⑬又は⑭の金額) (円)	⑬ 修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額) (円)
		C02	C03
	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法	1株当たりのS ₁ の金額 (円)	
	区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法	
	比率要素数1 である会社の S ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.25) + (⑬の金額 × 0.75)	⑭ C04
大会社の S ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額	⑮ C05	
中会社の S ₁ の金額	(⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 × $\frac{L}{0.}$) + (⑬の金額 × (1 - $\frac{L}{0.}$))	⑯ C06	
小会社の S ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.50) + (⑬の金額 × 0.50)	⑰ C07	
2・ S ₂ の 金 額	⑱ 課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額) (千円)	⑲ 株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑥+ (③-⑤) の金額) (注) (千円)	⑳ 株式等に係る評価差額に相当 する金額 (⑱-⑲) (千円)
	㉑ S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉒) (千円)	㉒ 課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数) (株)	㉓ S ₂ の金額 (㉑÷㉒) (円)
			(注) 第5表の③及び⑤の金額 に株式等以外の資産に係る 金額が含まれている場合に は、その金額を除いて計算 します。
		C08	
3. 株式等保有特定会社の 株式の価額	㉔ 1株当たりの純資産価額 (第5表 の⑪の金額 (第5表の⑫の金額が あるときはその金額)) (円)	㉕ S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑬、⑮、⑯又は⑰ + ㉓) (円)	㉖ 株式等保有特定会社の株式の価額 (㉔と㉕とのいずれか低い方の金額) (円)
		C09	C10

（令和八年四月一日以降用）

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（抜粋）

（単位：円）

業種目		B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A (株価)	A（株価）【上段：各月の株価、 下段：課税時期の属する月以前 2年間の平均株価】				
大分類	番 号				前年 平均	本年 1月分	2月分	3月分	4月分	
中分類										
小分類										
小売業		79	3.9	27	198	302	324 305	327 307	334 309	326 311
各種商品小売業		80	2.9	25	185	269	292 288	290 289	290 289	283 288
織物・衣服・身の 回り品小売業		81	5.8	28	213	326	330 337	331 338	328 339	317 339
飲食料品小売業		82	4.2	31	222	296	322 298	325 300	323 302	316 303
機械器具小売業		83	4.2	29	194	279	297 280	308 282	322 285	310 286
その他の小売業		84	3.6	26	191	305	335 306	335 308	345 311	340 313
医薬品・化粧品 小売業		85	4.8	41	223	505	577 492	573 498	597 504	595 510
その他の小売業		86	3.3	22	182	249	267 254	269 256	274 257	268 258
無店舗小売業		87	2.4	19	185	364	378 356	390 360	409 364	396 367

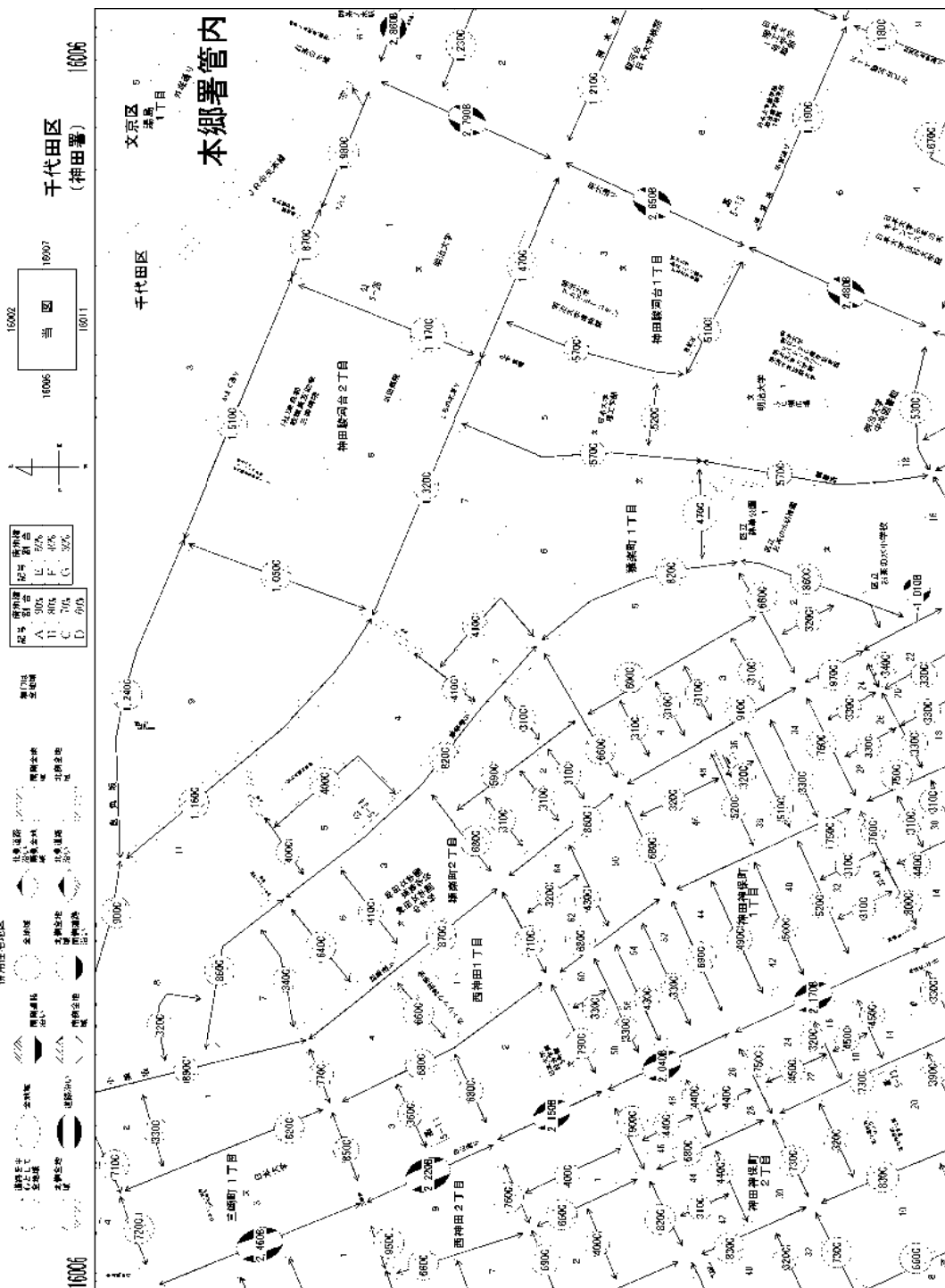
（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

業種目別株価等一覧表（参考）

（単位：円）

業種目		B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A（株価）										
大分類	番号				3月分					4月分					
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	
					課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	
小売業		79	3.9	27	198	309	302	324	327	334	311	302	327	334	326
各種商品小売業		80	2.9	25	185	289	269	292	290	290	288	269	290	290	283
織物・衣服・身の 回り品小売業		81	5.8	28	213	339	326	330	331	328	339	326	331	328	317
飲食料品小売業		82	4.2	31	222	302	296	322	325	323	303	296	325	323	316
機械器具小売業		83	4.2	29	194	285	279	297	308	322	286	279	308	322	310
その他の小売業		84	3.6	26	191	311	305	335	335	345	313	305	335	345	340
医薬品・化粧品 小売業		85	4.8	41	223	504	505	577	573	597	510	505	573	597	595
その他の小売業		86	3.3	22	182	257	249	267	269	274	258	249	269	274	268
無店舗小売業		87	2.4	19	185	364	364	378	390	409	367	364	390	409	396

（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。



倍 率 表

1頁

市区町村名：武蔵村山市

立川税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割合	固定資産税評価額に乘ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			％	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
き	岸2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—	中 15	中 40	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
さ	残堀3・4丁目	市街化調整区域	50	1.0	—	中 14	中 40	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
ち	中央5丁目	市街化調整区域	—	—	—	中 40	—	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
な	中藤2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—	中 14	中 40	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
	中原4・5丁目	市街化調整区域	—	—	—	中 14	—	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
ほ	本町3～6丁目	市街化調整区域	50	1.1	中 14	中 14	中 40	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
み	三ッ木3～5丁目	市街化調整区域	50	1.2	—	中 15	中 40	—	—	—
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—
	上記以外の地域	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準	—	—

氏 名 (被相続人 又は受贈者)	
------------------------	--

様 式 ID	NTA0VNX025010010
--------	------------------

配 偶 者 居 住 権 等 の 評 価 明 細 書

所 有 者	建 物	(被相続人氏名)	① 持分割合	(配偶者氏名)	持分割合	所在地番 (住居表示)	()	(令和五年一月一日以降用)
	土 地	(被相続人氏名)	② 持分割合	(共有者氏名)	持分割合	(共有者氏名)	持分割合	
居 住 建 物 の 内 容	建 物 の 耐 用 年 数	(建物の構造) ※記載方法等《参考1》参照					年	③
	建 築 後 の 経 過 年 数	(建 築 年 月 日) (配偶者居住権が設定された日)					年	④
	建 物 の 利 用 状 況 等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計					m ²	⑤
		建物の床面積の合計					m ²	⑥
の配 存偶 続者 年居 数住 等権	〔存続期間が終身以外の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日) (存続期間満了日) ④ ____年____月____日 から ____年____月____日 … ____年 [6月以上の端数は1年 6月未満の端数は切捨て]						存続年数(⑦) 年	⑦
	〔存続期間が終身の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) ※記載方法等《参考2》参照 ⑤ ____歳 (生年月日____年____月____日、性別____) … ____年 [⑥と⑦のいずれか短い年とし、 ⑤がない場合は⑥の年数]						複利現価率 ※記載方法等 《参考3》参照 0.	⑧
評 価 の 基 礎 と な る 価 額	建 物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額					円	⑨
		共有でないものとした場合の相続税評価額					円	⑩
		相続税評価額 (⑩の相続税評価額) (①持分割合) ____円 × ____					円 (円未満切捨て)	⑪
	土 地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額					円	⑫
		共有でないものとした場合の相続税評価額					円	⑬
		相続税評価額 (⑬の相続税評価額) (②持分割合) ____円 × ____					円 (円未満切捨て)	⑭

○配偶者居住権の価額

(⑨の相続税評価額)	(⑤賃貸以外の床面積) (⑥居住建物の床面積)	(①持分割合)	円	⑮
円 ×	$\frac{m^2}{m^2}$ ×		円 (円未満四捨五入)	
(⑬の金額)	(⑬の金額)	(③耐用年数－④経過年数－⑦存続年数) (③耐用年数－④経過年数) (注) 分子又は分母が零以下の場合は零	(⑧複利現価率)	(配偶者居住権の価額) 円
円 -	円 ×	-	× 0.	円 (円未満四捨五入)

○居住建物の価額

(⑪の相続税評価額)	(⑭配偶者居住権の価額)	円	⑰
円 -	円		

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑫の相続税評価額)	(⑤賃貸以外の床面積) (⑥居住建物の床面積)	(①と②のいずれか低い持分割合)	円	⑱
円 ×	$\frac{m^2}{m^2}$ ×		円 (円未満四捨五入)	
(⑱の金額)	(⑱の金額)	(⑧複利現価率)	(敷地利用権の価額) 円	⑲
円 -	円 ×	0.	円 (円未満四捨五入)	

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

(⑬の相続税評価額)	(⑲敷地利用権の価額)	円	⑳
円 -	円		

備 考	
-----	--

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

(R8. 7)

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

氏名
(被相続人又は受贈者)

住居表示	E01	
所在地番	E02	
家屋番号	E03	

(令和六年一月一日以降用)

区 分 所 有 補 正 率 の 計 算	A	① 築年数（注１）（年）					①×△0.033			
		G01					C01			
	B	② 総階数（注２）（階）		③ 総階数指数（②÷33） （小数点以下第４位切捨て、１を超える場合は１）					③×0.239 （小数点以下第４位切捨て）	
		G02		C02					C03	
	C	④ 所在階（注３）（階）					④×0.018			
		G03					C04			
	D	⑤ 専有部分の面積（㎡）		⑥ 敷地の面積（㎡）		⑦ 敷地権の割合（共有持分の割合）				
		C05		C06		G04				
						G05				
		⑧ 敷地利用権の面積（⑤×⑦）（㎡） （小数点以下第３位切上げ）		⑨ 敷地持分狭小度（⑧÷⑤） （小数点以下第４位切上げ）		⑨×△1.195 （小数点以下第４位切上げ）				
	C07		C08		C09					
	⑩ 評 価 乖 離 率 （ A + B + C + D + 3.220 ）							C10		
	⑪ 評 価 水 準 （ 1 ÷ ⑩ ）							C11		
⑫ 区 分 所 有 補 正 率 （ 注 ４ ・ ５ ）							C12			
備考	E04									

- (注1) 「① 築年数」は、建築の時から課税時期までの期間とし、1年未満の端数があるときは1年として計算します。
- (注2) 「② 総階数」に、地階（地下階）は含みません。
- (注3) 「④ 所在階」について、一室の区分所有権等に係る専有部分が複数階にまたがる場合は階数が低い方の階とし、一室の区分所有権等に係る専有部分が地階（地下階）である場合は0とします。
- (注4) 「⑫ 区分所有補正率」は、次の区分に応じたものになります（補正なしの場合は、「⑫ 区分所有補正率」欄に「補正なし」と記載します。）。

区 分	区 分 所 有 補 正 率 ※
評 価 水 準 < 0.6	⑩ × 0.6
0.6 ≤ 評 価 水 準 ≤ 1	補正なし
1 < 評 価 水 準	⑩

- ※ 区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有（以下「全戸所有」といいます。）している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします。この場合、「備考」欄に「敷地利用権に係る区分所有補正率は1」と記載します。
- ただし、全戸所有している場合であっても、区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。
- (注5) 評価乖離率が0又は負数の場合は、区分所有権及び敷地利用権の価額を評価しないこととしていますので、「⑫ 区分所有補正率」欄に「評価しない」と記載します（全戸所有している場合には、評価乖離率が0又は負数の場合であっても、敷地利用権に係る区分所有補正率は1となります。）。

2. 奥行価格補正率表等

付表 1

奥行価格補正率表

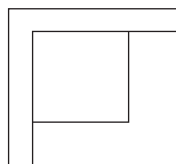
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区					
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85					
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90					
6〃 8〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93					
8〃 10〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95					
10〃 12〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96					
12〃 14〃	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97					
14〃 16〃	0.92	1.00			0.98	0.97	0.98	0.98				
16〃 20〃	0.93		0.99	0.99								
20〃 24〃	0.94		1.00	0.97			0.95	1.00	1.00			
24〃 28〃	0.95											
28〃 32〃	0.96											
32〃 36〃	0.97											
36〃 40〃	0.98											
40〃 44〃	0.99											
44〃 48〃	1.00									0.90	0.91	0.90
48〃 52〃										0.99	0.88	0.89
52〃 56〃		0.98			0.87	0.88				0.88		
56〃 60〃		0.97			0.86	0.87				0.87		
60〃 64〃		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99						
64〃 68〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98						
68〃 72〃		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97						
72〃 76〃		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96						
76〃 80〃		0.92	0.81	0.82								
80〃 84〃		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93						
84〃 88〃	0.88	0.80										
88〃 92〃	0.86			0.81	0.90							
92〃 96〃	0.99	0.84										
96〃 100〃	0.97	0.82										
100〃	0.95	0.80										

付表 2

側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角 地 の 場 合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表 3

二方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表 4

地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表 5

不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合 地積区分	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普 通 住 宅 地 区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表 6

間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビ ル 街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業 ・ 併 用 住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区			
4 未満	——	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80			
4 以上 6 未満	——	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85			
6 〃 8 〃	——	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90			
8 〃 10 〃	0.95	1.00				1.00	0.95	0.97		
10 〃 16 〃	0.97		1.00		0.98				0.99	1.00
16 〃 22 〃	0.98									
22 〃 28 〃	0.99									
28 〃	1.00									

付表 7

奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2 以上 3 未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3 〃 4 〃		0.99	0.96	0.99	
4 〃 5 〃		0.98	0.94	0.98	
5 〃 6 〃		0.96	0.92	0.96	
6 〃 7 〃		0.94	0.90	0.94	
7 〃 8 〃		0.92		0.92	
8 〃		0.90		0.90	

付表 8

がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 〃	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 〃	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 〃	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 〃	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 〃	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 〃	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 〃	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 〃	0.70	0.65	0.60	0.53

付表 9

特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上 400%未満	400%以上 500%未満	500%以上	200%未満	200%以上 300%未満	300%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。
規模格差補正率

$$\frac{(A) \times (B) + (C)}{\text{地積規模の大きな宅地の地積}(A)} \times 0.8 \text{ (小数点以下2位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	(B)	(C)
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 〃 3,000 〃	0.90	75
3,000 〃 5,000 〃	0.85	225
5,000 〃	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	(B)	(C)
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500